

案内一般

健康・福祉

安全・生活

教育・子育て

情報あれこれ

安全・生活

転居時等の給水届について

町外への転出や、町内での転居の場合は、水道の閉栓届を提出してください（電話連絡でも受付できます）。

閉栓する時は、料金の精算をお願いしています。水道料金等の納付忘れがないようご協力をお願いします。

また、町内での転居の場合は、口座振替を新たに契約する必要がありますので、ご利用の金融機関へ届出させていただきますようお願いいたします（届出印、通帳および使用者番号が分かるものが必要です）。

問 豊能水道センター

☎7388・3331-1

令和3年度「水質検査計画」の策定について

水道の水質検査は、水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。豊能水道センターでは、毎事業年度の開始前に「水質検査計画」を策定しています。

閲覧場所 豊能水道センター、役場本庁1階行政情報コーナー、大阪広域水道企業団ホームページ

問 豊能水道センター

☎7388・3331-1

井戸水等を使用されている方へ (使用人数の変更届けについて)

井戸水等（水道以外の山水等を使用されている場合も含む）を使用されている家庭で、転入・転出・出生・死亡などで、世帯の構成人数に変更が生じた場合は、下水道使用料も変更になりますので「公共下水道使用者変更届」により、変更届の提出をお願いします。

また、井戸水等を使用するようになった場合や使用しなくなった場合も都市計画課まで連絡いただきますようお願いいたします。

問 都市計画課 ☎7399・342110

春の全国火災予防運動

3月1日～7日

「その火事を防ごうあなたに金メダル」

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなることから、火災予防の推進と火災の発生防止を目的とした「春の全国火災予防運動」が3月1日（月）～7日（日）に実施されます。

期間中は、事業所などにポスターの掲示をお願いするとともに、消防車両による巡回宣伝やホームページなどを通じて、火災予防を広く住民の皆さんにお知らせします。

火災のない安全・安心なまちづくりのため、適正な火気の取り扱い・放火防止対策など、皆様のご協力をお願いします。

問 箕面市消防本部予防室
☎724・09005

令和2年消防統計

●火災

令和2年中に町内で発生した火災の発生状況は次のとおりです。なお、火災による死傷者はありませんでした。

火災		前年比
発生件数		3件 0件
種別	建物火災	1件 -1件
	その他火災	2件 +1件
火災による損害額 1,945,000円		
出火原因		件数
種別	電気	1件
	その他	2件

●救急

令和2年中の救急出動状況は次のとおりです。

救急		前年比
出動件数	915件	-146件
搬送人員	861人	-157人
入院加療不要な方	602人 (全搬送人員中の割合 69.9%)	
事故種別		前年比
急病	624件	-116件
一般負傷	208件	-14件
交通事故	27件	-16件
その他	56件	0件

全ての救急車が出動することも多いため、救急車の要請から到着まで、時

間がかかることがあります。突然の病気がやがて「救急車を呼んだ方がいい?」「病院に行った方がいい?」など迷ったときは、「救急安心センターおおさか」☎#7119をご利用ください。今後救急車の適正利用にご協力をお願いします。

問 豊能消防署 ☎736・0119

慌てないで!

トイレ修理で思わぬ高額請求

トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話をして来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。修理をしてもらったが、結局新しい便器に交換することになり、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。すでに作業も終わっていたので仕方なく支払ったが、高額だと思つた。(70歳代 男性)



※国民生活センター 見守り新鮮情報より

【おまかせ助言】

慌てて事業者を呼んでしまいがちですが、複数社から見積もりを取って、作

業内容や料金をよく確認しましょう。

広告に「見積もり無料」とあったのに、実際は調査費や見積もりに掛かった作業費等を請求されたという相談が寄せられています。事前に出張や見積もりに掛かる料金の有無を確認することも大切です。

・現場の状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。作業前に作業内容や料金等を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。

・急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておく、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておきましょう。

・契約しても、場合によっては無条件で解約(クーリング・オフ)できる場合があります。

困ったときは、一人で悩まず豊能町消費生活コーナーにご相談ください。

クーリング・オフってなに?

クーリング・オフは、消費者がいったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、頭を冷やし冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な勧誘による契約等に、この制度が設けられています。

クーリング・オフの手続き方法

クーリング・オフは、ハガキでできます。必ず書面で行い、販売会社の代表者宛に通知し、ハガキを画面コピーしておきましょう。

・「特定記録郵便」または、「簡易書留」など発信の記録が残る方法で送りし、コピーや送付の記録と一緒に保管しておきましょう(送付の記録や関係書類は5年間保管してください)

・クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。クーリング・オフは、クーリング・オフ期間内に通知します。

・クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

・販売業者によるクーリング・オフ妨害があった場合やクーリング・オフ期間が過ぎててもクーリング・オフが可能ながあります。ご不明な点があれば、豊能町消費生活コーナーまでご連絡ください。



はがき記入例

(クレジット契約をしていない場合)
(販売会社宛て)

販売会社のみ通知します

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 ○○○○ △△営業所
担当者 ○○○○

支払った代金○○○円^(※1)を速やかに返金し、商品を引き取ってください。^{(※2) (※3)}

○○年○月○日

○○府○○郡○○町
氏名 ○○○○

はがき記入例

(クレジット契約をしている場合)
(クレジット会社宛て)

販売会社と同時にクレジット会社にも通知します

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 ○○○○ △△営業所
担当者 ○○○○
クレジット会社 □□会社

○○年○月○日

○○府○○郡○○町
氏名 ○○○○

※1 支払い済みの代金がある場合。
※2 返品費用は販売会社の負担です。
※3 訪問購入で物品を引き渡したときは、「引き渡し済みの○○を返還してください。」とします。

クーリング・オフの注意点

・通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件について特約がある場合には、特約に従うこととなります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担します。

【クーリング・オフの適用除外】

・営業や仕事のために契約した場合
 ・代金が3000円未満の現金取引
 ・化粧品や健康食品などの指定消耗品を使用した場合の使用済み分
 ・販売業者に使用させられた場合はクーリング・オフできません
 その他、葬儀、乗用自動車など適用除外にあたる商品やサービス。

【消費生活に関する相談は】

相談日 月・火・木・金曜日
 午前9時30分から午後5時まで
 ※来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。

問 消費生活コーナー

☎ 739-0001 (内線2111)

特定商取引法におけるクーリング・オフできる取引と期間

訪問販売	事業者の店舗や営業所等（以下「店舗」）以外の場所（自宅や喫茶店等。街頭で誘われて案内された場合や、販売目的を告げずに呼び出された場合は店舗も該当）での、原則すべての商品・サービスおよび特定権利の契約：キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法など	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけさせられた場合も含む）原則すべての商品・サービスおよび特定権利の契約。	8日間
連鎖販売取引	他の人を販売組織に加入させると利益が得られるなどと勧誘し、商品を買わせる、サービスを受けさせる、加盟金を支払わせるなどの金銭的負担をさせる契約（いわゆるマルチ取引）※クーリング・オフ期間経過後は中途解約可、入会1年未満の中途解約には返品制度等がある。各条件あり。	20日間
特定継続的役務提供	契約金額が5万円を超え、かつ一定の期間を越えるエステティックや語学教室などの契約（エステティック、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）※クーリング・オフ期間経過後中途解約可。各条件あり。	8日間
業務提供誘引販売取引	事業者が提供・あつせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、仕事に必要な商品を買わせたり、サービスを受けさせたりするなどの金銭的負担をさせる契約。（いわゆる内職商法）	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品（※自動車、大型家電、家具、本、有価証券、CD・DVD等は除く）を買い取る契約。※クーリング・オフ期間中は、事業者への物品の引き渡しを拒むことができる。	8日間

上記販売取引・適用対象でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

昨年とのごみ量比較 (12月分) 単位: トン

	今年	昨年	対前年比
可燃ごみ	335.22	370.87	-9.6%
粗大ごみ	16.00	21.09	-24.1%
不燃ごみ	17.06	19.58	-12.9%
蛍光灯	0.15	0.13	15.4%
乾電池	0.47	0.41	14.6%
空きビン	9.40	10.00	-6.0%
空きカン	3.82	4.04	-5.4%
紙類等	36.16	39.31	-8.0%
容器包装プラスチック類	15.68	15.64	0.3%
ペットボトル	2.41	2.35	2.6%
植木剪定くず	7.25	8.00	-9.4%
食用廃油	0.17	0.16	6.3%
小型家電	0.09	0.07	28.6%
計	443.88	491.65	-9.72%

※容プラ・・・容器包装プラスチック類
 (注) 速報値のため数値が変わることがあります。

豊能警察署管内の特殊詐欺発生状況 (令和3年1月末)

町	項目	発生数
豊能町	電話認知件数	1件
	メール等認知件数	4件
	被害件数	0件
能勢町	被害額	0円
	電話認知件数	0件
	メール等認知件数	1件
能勢町	被害件数	0件
	被害額	0円

【3月】資源とごみの収集日～分ければ資源、燃やせばごみ～

地域	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	紙類等	空きビン	空きカン	容器包装プラスチック類 ペットボトル	植木剪定くず	備考
余野・川尻・木代・切畑・野間口 高山・牧・寺田・希望ヶ丘	火・金	10	17	17	24	3 17	10 24	粗大ごみ 有料・予約制(環境課 ☎736-1190 事前に申し込みしてください) 受付時間:午前9時～午後5時
吉川・ときわ台	火・金	11	18	18	25	4 18	11 25	食用廃油 役場本庁・吉川支所に回収ボックスを設置(各施設午前9時～午後5時まで投入可能、土・日・祝日・年末年始は投入不可)
東ときわ台	月・木	9	16	16	23	2 16	9 23	使用済小型家電 役場本庁・中央公民館・吉川支所・西公民館に回収ボックスを設置(各施設開庁時間中に投入できます)
光風台	月・木	12	19	19	26	5 19	12 26	
新光風台(保の谷含む)	火・金	11	15	18	25	1 15	8 22	

問=環境課 ☎736-1190

交通事故発生状況

(令和3年1月中の速報値)
豊能警察署交通課

種別	豊能町	能勢町	合計
人身事故	0件	0件	0件
死者数	0人	0人	0人
重傷者数	0人	0人	0人
軽傷者数	0人	0人	0人
物損事故	12件	18件	30件
総件数	12件	18件	30件

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中
豊能町交通事故をなくす運動推進本部

豊能町中小企業等休業要請外支援金
～手続きはお済ですか～

新型コロナウイルス感染症拡大防止の支援として、大阪府休業要請外支援金の受給者を対象に「豊能町中小企業等休業要請外支援金」を支給しています。該当される事業者の方は、農林商工課までご相談ください。なお、申請の期限は3月15日までです。

問=農林商工課 ☎739-3424

トヨノノ PORTAL



曲がりくねって、ただいま。
大阪府 豊能町

トヨノノ暮らしのとびらをあけよう

地域が発信、トヨノノ魅力
豊能町の本当の魅力を
お伝えするポータルサイト
「トヨノノPORTAL」



<https://toyonono-portal/>